

平成 23 年 9 月 6 日

日本少額短期保険協会 会長 殿

財務省中国財務局長 村中健一

台風 12 号災害に対する金融上の措置について

今回の台風 12 号により災害救助法が適用された岡山県玉野市内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずることを要請します。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

1. 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
2. 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
3. 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
4. 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

以 上